## コミュニティ放送局の開局及び運営に関する基本協定書

加須市(以下「甲」という。)、加須市道の駅かぞわたらせ指定管理者ウム・ヴェルト株式会社(以下「乙」という。)及び株式会社わたらせコミュニティメディア(以下「丙」という。)は、コミュニティ放送局(以下「放送局」という。)の開局及び運営に関し、基本的な事項を定める協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、甲、乙及び丙それぞれが信頼と協調の下、乙及び丙が 計画している放送局の開局及び運営に関し、その基本的な事項を定めるも のとする。

(放送局の運営に当たっての基本方針)

第2条 丙は、放送局の運営に当たっては、地域の活性化及び防災への貢献 並びに放送法(昭和25年法律第132号)第108条の規定に基づく災 害の予防及び被害の軽減に役立つ情報の放送を行うよう努めるものとす る。

(放送スタジオ及び放送アンテナの設置)

- 第3条 放送スタジオは、加須市道の駅かぞわたらせ物産施設2階の一角に 設置するものとし、放送スタジオの設置工事は、当該施設の指定管理者で ある乙の負担において行う。
- 2 放送アンテナは、加須市役所本庁舎屋上に設置するものとし、放送アン テナの設置工事は、丙の負担において行う。

(放送局の開局及び運営への支援)

- 第4条 甲は、放送局の開局及び運営に関し、乙及び丙に対して次に掲げる 支援に努めるものとする。
  - (1)資料及び情報等の提供
  - (2) 乙が加須市道の駅かぞわたらせに放送スタジオを設置するための現 状変更の承認並びに丙が放送スタジオ設置場所を使用するための行 政財産使用許可及び使用料の免除
  - (3) 丙が加須市役所本庁舎へ放送アンテナを設置し、及び使用するための行政財産使用許可並びに使用料の免除
  - (4) その他甲が必要と認める支援

(本協定の解除等)

第5条 甲、乙及び丙のいずれかが本協定に違反したときは、相手方に文書 による催告をした上で、本協定を解除することができる。

- 2 甲、乙及び丙のいずれかが本協定の解除又は一部変更を申し出たときは、 甲乙丙協議の上、本協定の解除又は一部変更をすることができる。 (原状回復)
- 第6条 乙及び丙は、本協定等に基づき設置し、及び使用する放送スタジオ 及び放送アンテナの使用を終えたとき又は前条の規定により本協定を解 除したときは、自己の負担において甲の指定する期限までに使用財産を原 状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が承認したときは、こ の限りではない。

(疑義の処理)

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に定めた事項で疑義が生じた ときは、その都度、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を3通作成し、甲乙丙それぞれが署 名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 4年11月24日

埼玉県加須市三俣二丁目1番地1 甲 加須市 加須市長 角田 守良

埼玉県加須市栄368番地1 乙 加須市道の駅かぞわたらせ指定管理者 ウム・ヴェルト株式会社 代表取締役 小柳 明雄

埼玉県加須市陽光台一丁目300番地23 丙 株式会社わたらせコミュニティメディア 代表取締役 小柳 明雄